

消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定)

Ⅱ 消費者教育の推進の基本的な方向

3 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進

(食育)

食育は、食育基本法(平成17年法律第63号)に基づいて、推進されている。食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。食育の取組の中で、マナーの習得、「もったいない」という意識のかん養、食品ロスの削減や地産地消の推進といった取組は、持続可能な社会の形成を目指す消費者教育の課題でもある。また、栄養バランス等の観点から適切な食生活を選択すること、食品の安全性に関する知識と理解を深めること等は、栄養表示を含めた食品表示の適切な理解を始め、食における危険を回避する能力を育む消費者教育と密接な関係がある。このように食育の内容は、消費者教育の重要な要素であり、積極的な推進に努める。

消費者庁、関係府省、関係機関及び地方公共団体が作成した教材等を消費者教育ポータルサイトに掲載

The screenshot displays the Consumer Education Portal Site interface. At the top, there is a navigation bar with links: 「当サイトについて」, 「情報検索」, 「消費者教育関連情報」, 「情報登録」, and 「お問合せ」. Below this is a search section titled 「消費者教育の情報検索」. It features a search input field with the placeholder text 「フリーワード」 and a 「検索」 button. There are three filter buttons: 「条件絞り込みで探す」, 「領域ごとを探す」, and 「ライフステージごとを探す」. Below these are three buttons for user perspective: 「学校で教える方はこちら」, 「地域で教える方はこちら」, and 「自学される方はこちら」. To the right of the search section is a news section titled 「新着情報」 and 「トピックス」, with an RSS icon. The news section contains three entries: 1. 「2015年7月10日 取組に追加しました。6月のアクセスランキング 当サイトに登録された情報（教材、講座）へのアクセスランキングをトピックス欄に掲示いたしました。タブをクリックしてご覧ください。」 2. 「2015年6月10日 取組に追加しました。5月のアクセスランキング 当サイトに登録された情報（教材、講座）へのアクセスランキングをトピックス欄に掲示いたしました。タブをクリックしてご覧ください。」 3. 「2015年5月22日 イラストに追加しました。『新イラスト集』を掲載いたしました。消費者教育・地方協力課のサイトに『新イラスト集』を掲載いたしました。消費者教育用教材・消費者向けの啓発用資料の作成にお役立てください。」 Below the news section, there is a fourth entry: 「2015年5月18日 取組に追加しました。4月のアクセスランキング」.

「フリーワード」欄に記入された言葉が、登録された情報の下の項目に含まれている場合、検索結果一覧に表示されます。

- ※教材 ⇒ 「教材名」「概要」「キーワード」「作成者名称」
- ※講座 ⇒ 「実施団体」
- ※取組 ⇒ 「実施団体」「実施事例等」

消費者教育ポータルサイトとは
消費者教育を担う講師、学校の教職員、専門家、地域住民と関わりのある者を主な利用者として置かれた消費者教育の教材・サービス等の情報検索サイト。国や地方公共団体、消費者団体、事業者団体等から情報等が提供され、消費者教育の教材が約820件、取組が約370件、講座が約620件登録されている(2015年3月末時点)。

国と地方のコラボレーションによる先駆的プログラム

消費者の安全・安心の確保に向け、消費者問題に関する先駆的なテーマを国から提案、問題意識を共有した上で、地方公共団体の自主性・独自性を確保しつつ、地方の現場での実証実験等を実施。事業終了後、事業の成果・課題等をまとめた報告書を公表し、全国的な波及・展開を目指す。

平成27年度消費者教育関連テーマ(下記テーマに沿った事業30事業が現在実施中)

Ⅱ. 消費者教育の推進

- ・消費生活センターの消費者教育の拠点化及びコーディネーターの人材確保・育成等に関する取組
- ・事業者等のコンプライアンス意識の確立等に向けた取組
- ・効果的かつ確実な情報提供の仕組みの構築
- ・多様な担い手の参画を促す消費者教育プロジェクトの実施
- ・消費者市民社会概念の普及に関する取組

・消費生活に関連する教育の実施

地産地消、フェアトレード、食育、金融経済教育など特定の分野、または、大学生や高齢者など年齢に特化した消費者教育を行っている消費者団体やNPO団体と連携し、体系だった消費者教育を推進するような講座、授業、教材開発等を実施する。

- ・障害者等に対する消費者教育の実施
- ・非常事態における消費生活に関する知識・理解促進事業の実施